

東日本大震災（原子力災害）への税制上の対応 に係る地方税制改正（県税関係）のあらまし

【不動産取得税】

1 警戒区域内家屋に係る代替家屋の取得に対する特例

警戒区域内家屋の所有者等が当該家屋に代わる家屋（代替家屋）を警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（新築されたときは1年）を経過する日までの間に取得した場合において、当該家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする措置を講じる。

2 警戒区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に対する特例

代替家屋の敷地の用に供する土地で、警戒区域内家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）に代わるものを警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に取得した場合において、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする措置を講じる。

【自動車取得税】

警戒区域内自動車の代替自動車の取得の非課税

警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車（代替自動車）を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

※ 永久抹消登録等がなされる前に、代替自動車を取得された場合には、納税義務を免除し、既に徴収金を徴収した場合には当該徴収金を還付する。

【自動車税】

1 警戒区域内自動車の代替自動車に係る自動車税の非課税

警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車（代替自動車）に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税を非課税とする。

※ 永久抹消登録等がなされる前に、代替自動車を取得された場合には、納税義務を免除し、既に徴収金を徴収した場合には当該徴収金を還付する。

2 警戒区域内自動車に係る自動車税の特例

警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに対しては、平成23年3月11日に遡って自動車税が課されないようにする特例を講じる。